令和８年11月19日

長浜市議会健康福祉常任委員会

資　料

案件名	所管課	ページ
第４期長浜市地域福祉計画のパブリックコメントの実施について	社会福祉課	２
第 10 期ゴールドプランながはま２１（長浜市高齢者保健福祉計画及び長浜市介護保険事業計画）のパブリックコメントの実施について	長寿推進課 介護保険課	８

健康福祉部

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	社会福祉課

第４期長浜市地域福祉計画のパブリックコメントの実施について

１　策定の方向性

現行の第３期長浜市地域福祉計画は、重層的支援体制整備事業計画や再犯防止推進計画を包含して策定し、包括的な支援体制の整備を進めていますが、計画期間が令和８年度までとなっています。

第４期長浜市地域福祉計画では、現行の計画を継承しつつ、コロナ禍以降の社会情勢や生活様式の変化を踏まえ、幅広い市民の思いやニーズを反映させます。そして、制度の縦割りや支え手･受け手の関係を超えた地域共生社会の実現に向けた取り組みをさらに推進するため、引き続き重層的支援体制整備事業計画・再犯防止推進計画を包含することに加え、新たに成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画として策定します。

２　計画期間　　令和９年度～13 年度まで

３　地域福祉推進の理念

多様性を尊重し　地域の絆で　ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち　長浜

４　計画の要旨

（１）最新の国の動向や本市を取り巻く様々な現状や課題を背景に、「地域で生活するすべての人の多様性を尊重し、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現」をめざします。

（２）新たに「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、権利擁護支援の体制整備を明確に位置づけます。

（３）有識者による検討委員会、庁内ワーキング会議、各種統計データや市民アンケート調査・団体ヒアリング調査等から明らかとなった課題を解決し、地域福祉推進の理念を実現するため、３つの目標設定とこれに基づく施策を展開します。

基本目標Ⅰ「地域」を基礎とする支えあいのまち（視点１　地域を育てる）

施策の展開　◆地域特性を活かした顔の見える関係と絆づくり
◆多様性に対応した地域づくり
◆地域の社会資源を巻き込んだ見守り体制づくり
◆災害に強い地域づくり
◆安全な地域づくり

基本目標Ⅱ「ともに育む」仲間づくりのまち（視点２　仲間を育てる）

施策の展開　◆ライフステージに応じた地域福祉の担い手づくり

◆福祉意識の向上と次世代の担い手づくり
◆元気で頼もしい団体づくり
◆魅力ある地域福祉活動の機会づくり
◆参加と交流を育む環境づくり
◆必要な情報が入手しやすい環境づくり

基本目標Ⅲ「協働」による地域福祉のまち（視点３　しくみを育てる）

施策の展開　◆保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり
◆自立と社会参加を進める体制づくり
◆生活に困難を抱える人への支援体制づくり
◆地域を支える互助・共助のしくみづくり
◆地域福祉推進のための総合的なしくみづくり
◆つながりやすい相談支援体制づくり
◆つながり支え合う支援体制づくり
◆再犯防止を支援するしくみづくり
◆人権を擁護する支援体制づくり

５　経過と今後のスケジュール

令和７年	５月	健康福祉常任委員会(着手)
	11 月	長浜市地域福祉計画検討委員会令和７年度第１回会議
	12～翌１月	市民アンケート及び団体アンケート調査
令和８年	３月	長浜市地域福祉計画検討委員会令和７年度第２回会議
	８月	長浜市地域福祉計画検討委員会令和８年度第１回会議
	10 月	庁内意見照会
		長浜市地域福祉計画検討委員会令和８年度第２回会議
	11 月	健康福祉常任委員会報告（パブリックコメント実施前）
	11～12 月	パブリックコメント実施
令和９年	１月	長浜市地域福祉計画検討委員会令和８年度第３回会議
	２月	健康福祉常任委員会報告（計画策定）
	３月	第４期長浜市地域福祉計画の公表

概要版

第４期　長浜市地域福祉計画



長浜市重層的支援体制整備事業実施計画

長浜市再犯防止推進計画

長浜市成年後見制度利用促進基本計画



【令和９年度（２０２７年度）～令和１３年度（２０３１年度）】

１　策定の趣旨

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加や生活課題の複合化・複雑化などの社会環境の変化に対応するとともに、最新の国の動向や本市の課題、ＳＤＧｓの推進等を背景に、「地域で生活するすべての人の多様性を尊重し、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現」をめざし、新たに「第４期長浜市地域福祉計画」を策定します。

また、包括的な支援体制づくりと権利擁護支援を連動して推進するため、これまで単独で策定していた「長浜市成年後見制度利用促進基本計画」を新たに包含します。

２　地域福祉の考え方

（１）地域共生社会とは

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことをめざすものであり、制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人とひと、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会をつくるという考え方です。

（２）地域福祉とは

地域で暮らすすべての人が「このまちに住んでよかった」と実感できる社会を実現することです。

すべての人が幸せを感じられる暮らしを送れるようにするため、行政だけでなく、身近な家族や友人、地域住民、社会福祉関係者など、様々な立場の人が協力し助けあって課題解決を図る体制をつくっていくことが重要です。

3 基本的な考え方

世代や属性、制度の枠組みを超えて誰もが地域社会の大切な一員として互いの多様性を認め合い、地域の絆を育みながら共に支え合う「地域共生社会」の実現をめざすため、基本理念を引き続き掲げ、各種施策を力強く推進します。

【 基 本 理 念 】

多様性を尊重し　地域の絆で
ともに育み支えあい
安心して暮らせるまち　長浜

4 施策の展開

基本目標Ⅰ　「地域」を基礎とする支えあいのまち（地域を育てる）

施策の柱１　ともに支えあえる地域をつくります

施策の方向

① 地域特性を活かした顔の見える関係と絆づくり
② 多様性に対応した地域づくり
③ 地域の社会資源を巻き込んだ見守り体制づくり

施策の柱２　安全で安心な地域をつくります

施策の方向

① 災害に強い地域づくり
② 安全な地域づくり

基本目標Ⅱ　「ともに育む」仲間づくりのまち（仲間を育てる）

施策の柱１　地域福祉を担う仲間をつくります

施策の方向

① ライフステージに応じた地域福祉の担い手づくり
② 福祉意識の向上と次世代の担い手づくり
③ 元気で頼もしい団体づくり

施策の柱２　地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります

施策の方向

① 魅力ある地域福祉活動の機会づくり
② 参加と交流を育む環境づくり
③ 必要な情報が入手しやすい環境づくり

基本目標Ⅲ　「協働」による地域福祉のまち（しくみを育てる）

施策の柱１　健やかな成長と自立を支える体制をつくります

施策の方向

① 保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり
② 自立と社会参加を進める体制づくり
③ 生活に困難を抱える人への支援体制づくり

施策の柱２　地域福祉を推進するしくみをつくります

施策の方向

① 地域を支える互助・共助のしくみづくり
② 地域福祉推進のための総合的なしくみづくり
③ つながりやすい相談支援体制づくり

施策の柱３　だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります

施策の方向

① つながり支え合う支援体制づくり

【 重層的支援体制整備事業実施計画 】…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援包括化推進会議を設置し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを進めます。

② 再犯防止を支援するしくみづくり

【 再犯防止推進計画 】…地域での対話や情報共有を通じて理解促進を図り、犯罪をした人等が孤立せず円滑に社会復帰できるよう支援体制の構築を進めます。

③ 人権を擁護する支援体制づくり

【 成年後見制度利用促進基本計画 】…認知症やしょうがい等で判断能力が十分でない人の権利や尊厳を守り、意思決定支援を行うとともに、制度をより身近なものとし、利用しやすい体制づくりに向けた取組を推進します。

5 施策の展開

地域福祉推進の基本理念である、「多様性を尊重し　地域の絆で　ともに育み支えあい安心して暮らせるまち　長浜」をめざし、だれ一人取り残さない地域共生社会を実現するためには、市民、地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会及び市が、それぞれの価値観を認めあい、連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることが重要です。



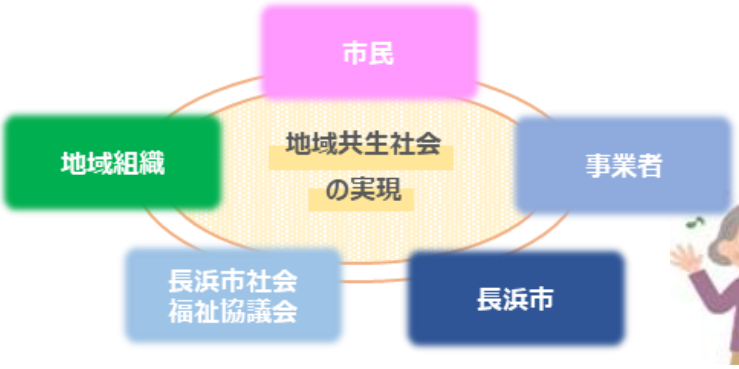



6 計画の進行管理

本計画は、「地域福祉計画の推進にかかる関係課会議」において、ＰＤＣＡサイクルによって各施策の効果や改善点を明らかにし、進行管理に努めます。また、市民や関係機関等を交えて、計画の実施状況を把握し評価するための会議を開催します。

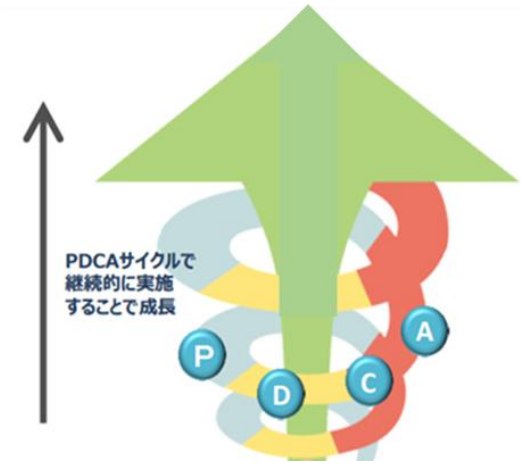

計画（Plan）
目標を設定し、それを実現するための計画（施策）を策定（もしくは改定）

実行（Do）
計画（施策）を実施し、その成果を測定

評価（Check）
測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善（Action）
測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

※PDCA サイクルとは、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。PDCA サイクルを回し続けることで、目標達成に向け、成長し続けることが可能となります。

第４期　長浜市地域福祉計画（概要版）

令和●年●月

発行：長浜市 健康福祉部 社会福祉課
〒526-8501　長浜市八幡東町 632
ＴＥＬ　0749-65-6536　　ＦＡＸ　0749-64-1767

長浜市ホームページ

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	長寿推進課・介護保険課

第 10 期ゴールドプランながはま２１（長浜市高齢者保健福祉計画及び
長浜市介護保険事業計画）のパブリックコメントの実施について

1　計画の背景と目的

わが国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は 29.5%に達しており、約 3.4 人に１人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

また、本市の高齢化率は、令和８年４月１日現在 30.2%と全国の高齢化率を上回っており、今後、生産年齢人口の減少や一人暮らし高齢者の増加といった社会構造の変化により、複雑化・複合化する支援ニーズの増加が見込まれます。

地域社会を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し事業を円滑に実施していくための指針として、第 10 期ゴールドプランながはま２１を策定します。

2　計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的にまとめた計画です。また、国が定める基本的な指針を踏まえるとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく、認知症施策推進計画を本計画に包含します。

3　計画期間　　令和９年度から令和 11 年度までの３年間

4　策定経過

令和７年　５月　健康福祉常任委員会（着手報告）
８月　第１回長浜市高齢者保健福祉審議会
11 月　第２回長浜市高齢者保健福祉審議会
12 月　各種実態調査実施
令和８年　２月　第３回長浜市高齢者保健福祉審議会
６月　第４回長浜市高齢者保健福祉審議会
健康福祉常任委員会（経過報告）
８月　第５回長浜市高齢者保健福祉審議会（計画骨子案）
10 月　第６回長浜市高齢者保健福祉審議会（計画素案）

5　計画の概要　　別図：施策の体系のとおり

6　今後のスケジュール

令和８年　11月　健康福祉常任委員会（パブリックコメント実施前報告）
12月　パブリックコメント
令和９年　１月　第７回長浜市高齢者保健福祉審議会（最終案報告）
２月　計画提言
３月　健康福祉常任委員会（最終案及び介護保険料条例の一部改正）
４月　第10期ゴールドプランながはま２１計画開始

別図　施策の展開

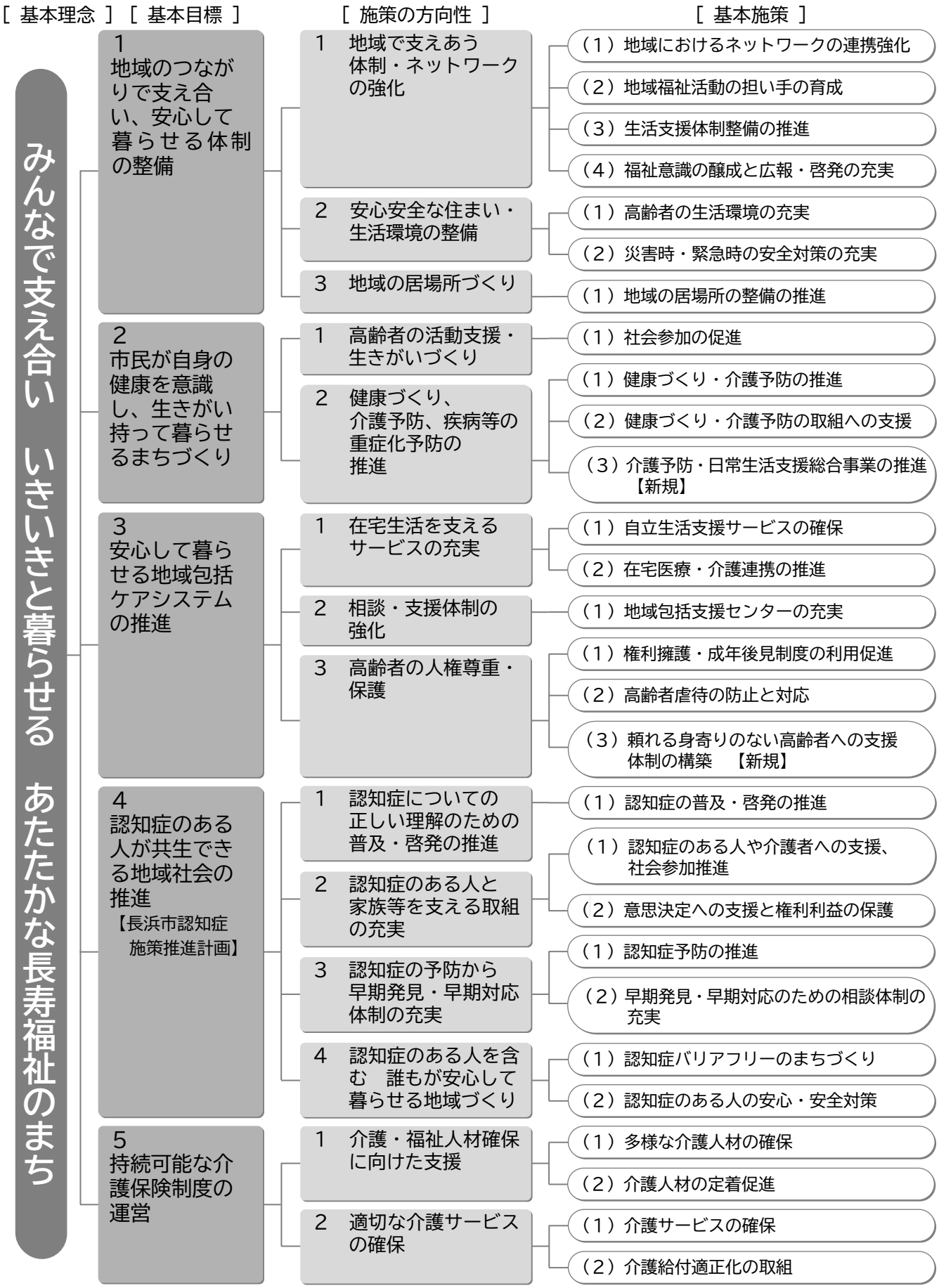
［ 基本理念 ］［ 基本目標 ］
［ 施策の方向性 ］
［ 基本施策 ］
みんなで支え合い　いきいきと暮らせる　あたたかな長寿福祉のまち
1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備
1 地域で支えあう体制・ネットワークの強化
（1）地域におけるネットワークの連携強化
（2）地域福祉活動の担い手の育成
（3）生活支援体制整備の推進
（4）福祉意識の醸成と広報・啓発の充実
2 安心安全な住まい・生活環境の整備
（1）高齢者の生活環境の充実
（2）災害時・緊急時の安全対策の充実
3 地域の居場所づくり
（1）地域の居場所の整備の推進
2 市民が自身の健康を意識し、生きがい持って暮らせるまちづくり
1 高齢者の活動支援・生きがいづくり
（1）社会参加の促進
2 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進
（1）健康づくり・介護予防の推進
（2）健康づくり・介護予防の取組への支援
（3）介護予防・日常生活支援総合事業の推進【新規】
3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進
1 在宅生活を支えるサービスの充実
（1）自立生活支援サービスの確保
（2）在宅医療・介護連携の推進
2 相談・支援体制の強化
（1）地域包括支援センターの充実
3 高齢者の人権尊重・保護
（1）権利擁護・成年後見制度の利用促進
（2）高齢者虐待の防止と対応
（3）頼れる身寄りのない高齢者への支援体制の構築　【新規】
4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進【長浜市認知症施策推進計画】
1 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進
（1）認知症の普及・啓発の推進
2 認知症のある人と家族等を支える取組の充実
（1）認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進
（2）意思決定への支援と権利利益の保護
3 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実
（1）認知症予防の推進
（2）早期発見・早期対応のための相談体制の充実
4 認知症のある人を含む　誰もが安心して暮らせる地域づくり
（1）認知症バリアフリーのまちづくり
（2）認知症のある人の安心・安全対策
5 持続可能な介護保険制度の運営
1 介護・福祉人材確保に向けた支援
（1）多様な介護人材の確保
（2）介護人材の定着促進
2 適切な介護サービスの確保
（1）介護サービスの確保
（2）介護給付適正化の取組

第 10 期ゴールドプランながはま 21

（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

【概要版】

令和８年１１月現在

長　浜　市

計画の概要

計画策定の背景と目的

わが国においては、高齢化が進展しており、総務省「人口推計」から総人口は令和８（2026）年４月１日現在で１億2,286万人となる中、65歳以上人口は3,619万人に達しています。総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は29.5%に達しており、約3.4人に１人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

また、「団塊の世代」（昭和22年から24年生まれの人）が全員75歳以上の後期高齢者となった令和７（2025）年を経て、人口構造や社会構造の変化に伴う単身高齢世帯の増加、健康寿命の延伸を背景とした高齢者の就労拡大といった多角的な環境変化への対応が求められています。

地域社会を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、本市が目指す地域包括ケアシステムをはじめ、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに策定した認知症施策推進計画を包含した「第10期ゴールドプランながはま21」策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的にまとめた計画です。また、国が定める基本的な指針を踏まえるとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を本計画と一体のものとして策定します。

計画の期間

本計画は、令和９年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする３か年計画です。

地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、生産年齢人口が急減する中で、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据えた制度運営など、中長期的な視点をもって取り組んでいきます。

計画期間

令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度	・・・	令和21（2039）年度
第９期計画			**第 10 期計画**			第 11 期計画			・・・	第 14 期計画

高齢者を取り巻く現状

高齢者人口

本市の総人口は、計画期間となる令和９年から令和11年にかけて、減少傾向で推移する見込みです。65歳以上の高齢者人口は、ほぼ横ばいで推移する予定です。

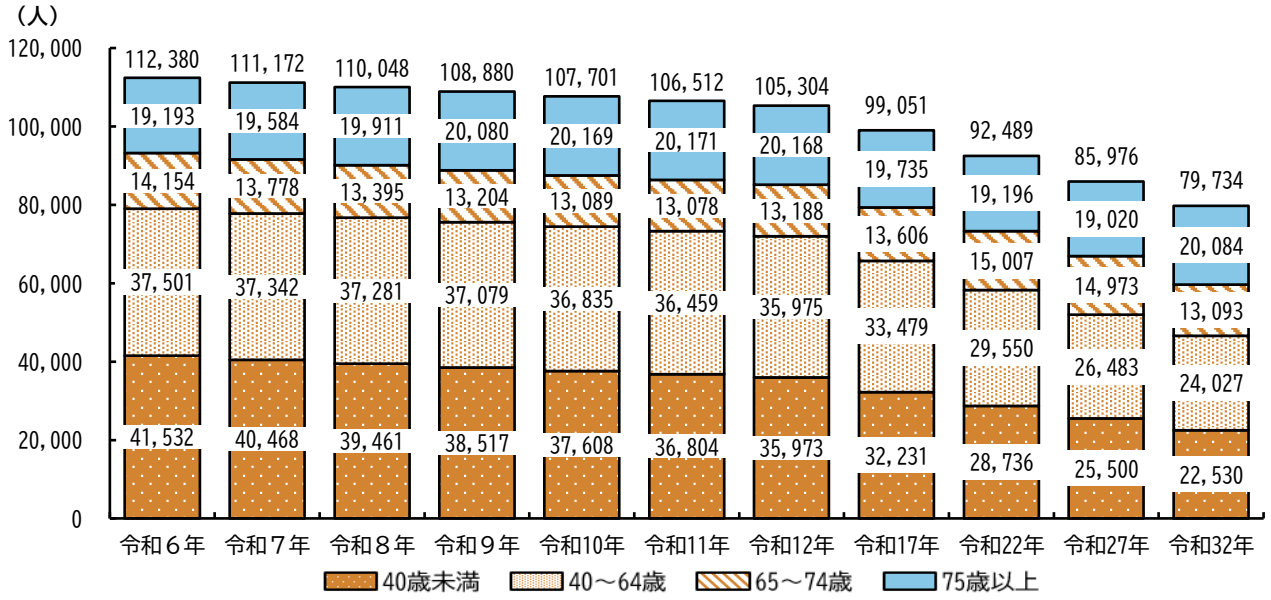

出典：令和６年、令和７年は９月末の住民基本台帳人口。令和８年以降は推計結果。

要支援・要介護認定者数・認定率

本市の要支援・要介護認定者数は、後期高齢者数の増加等に伴い、本計画期間中は増加傾向で推移するものと見込まれます。

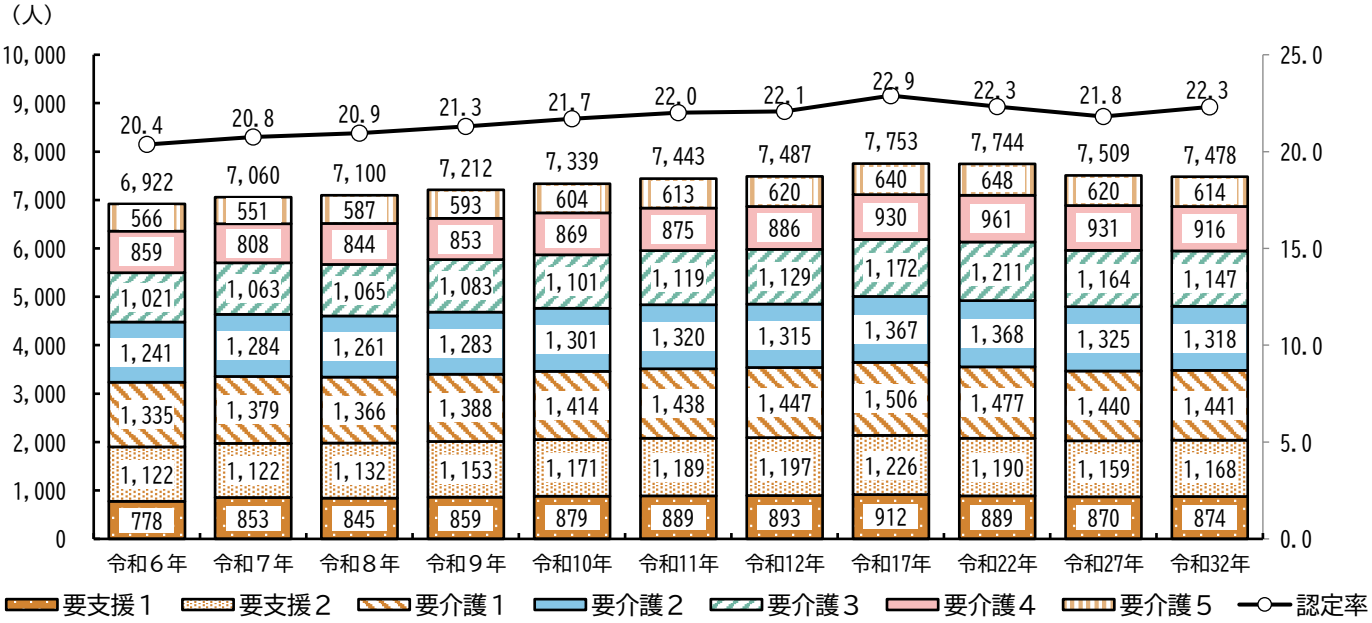

出典：令和６年度、令和７年度は厚生労働省「見える化」システムより。（各年９月末）令和８年以降は推計結果

日常生活圏域の状況

西浅井圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・3,287 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・1,371 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・41.7%
認定者数・・・・・・・・・・・・・317 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・23.1%
高齢者のひとり暮らし・・・298 世帯

余呉圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・2,467 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・1,180 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・47.8%
認定者数・・・・・・・・・・・・・285 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・24.2%
高齢者のひとり暮らし・・336 世帯

木之本圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・5,889 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・2,421 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・41.1%
認定者数・・・・・・・・・・・・・558 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・23.0%
高齢者のひとり暮らし・・・・618 世帯

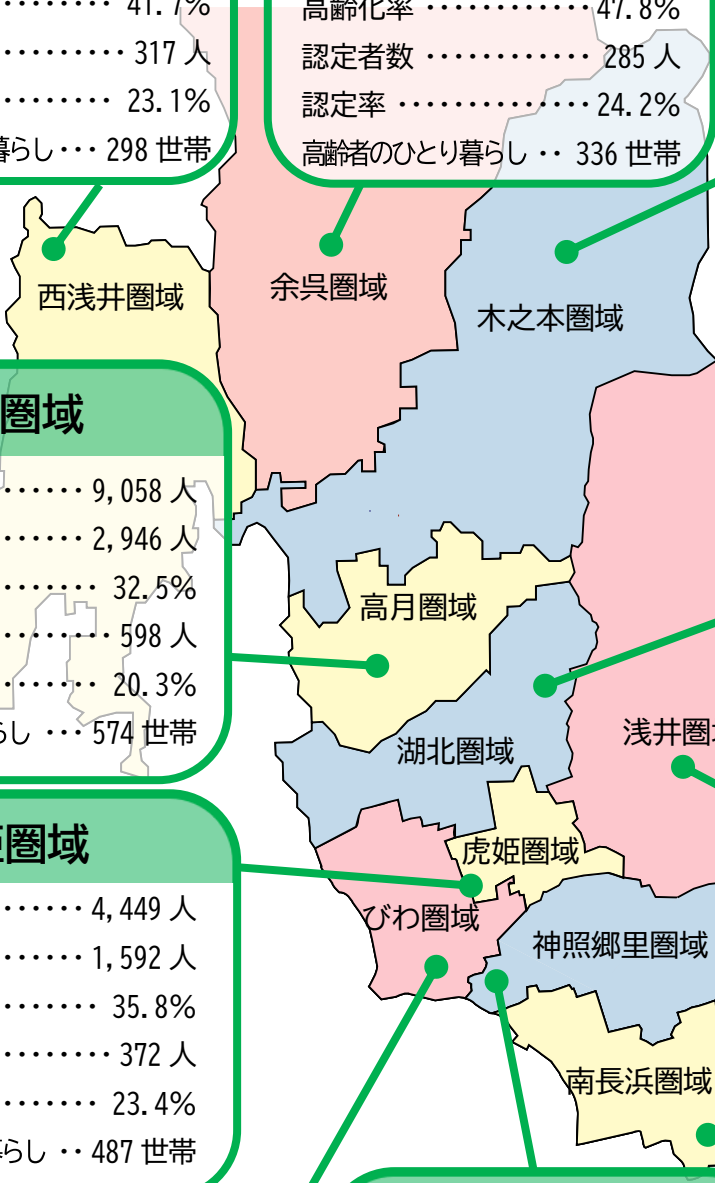

湖北圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・7,544 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・2,538 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・33.6%
認定者数・・・・・・・・・・・・・514 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・20.3%
高齢者のひとり暮らし・・・462 世帯

高月圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・9,058 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・2,946 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・32.5%
認定者数・・・・・・・・・・・・・598 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・20.3%
高齢者のひとり暮らし・・・574 世帯

浅井圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・11,843 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・3,650 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・30.8%
認定者数・・・・・・・・・・・・・683 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・18.7%
高齢者のひとり暮らし・・・721 世帯

虎姫圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・4,449 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・1,592 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・35.8%
認定者数・・・・・・・・・・・・・372 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・23.4%
高齢者のひとり暮らし・・487 世帯

南長浜圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・25,847 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・7,024 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・27.2%
認定者数・・・・・・・・・・・・・1,555 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・22.1%
高齢者のひとり暮らし・2,016 世帯

びわ圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・6,028 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・2,272 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・37.7%
認定者数・・・・・・・・・・・・・459 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・20.2%
高齢者のひとり暮らし・・・436 世帯

神照郷里圏域

人口・・・・・・・・・・・・・・・33,743 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・8,351 人
高齢化率・・・・・・・・・・・・・24.7%
認定者数・・・・・・・・・・・・・1,664 人
認定率・・・・・・・・・・・・・・19.9%
高齢者のひとり暮らし 2,139 世帯

（注）令和８年８月１日現在のデータ

計画の基本的な考え方

基本理念

みんなで支え合い いきいきと暮らせる

あたたかな長寿福祉のまち

誰もが人生の最期まで尊厳を保ち、地域の多様な主体が手を取り合って温もりを感じながら共に生きることで、誰もが安心して「いきいき」と暮らせる社会の実現を目指します。

基本目標

基本理念の実現を目指して、次の５つの基本目標を設定して施策を推進します。

（１）地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢者をはじめ、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や支援者、団体、企業などが相互に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた体制を整備します。

（２）市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

市民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができる期間である、健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むことや、多様な活動を通じて社会との関わりを継続することを支援します。

（３）安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が人生の最期まで住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けることを可能とするため、医療、介護、生活支援が一体的かつ継続的に提供される体制づくりをさらに深化させます。

（４）認知症のある人が共生できる地域社会の推進

これからの認知症施策は、「誰もが認知症になり得る」という前提に立ち、市民一人ひとりが認知症を自らの課題（自分ごと）として正しく理解することから始まります。認知症のある人を「支えられる対象」としてだけでなく、「共に地域社会を創る主体」として尊重し、本人の声を起点として施策を推進していくことが重要です。

（５）持続可能な介護保険制度の運営

高齢者人口が高止まりを続ける中、それを支える現役世代が急激に減少していくことが見込まれており、介護サービス費の増大や介護人材不足が深刻な課題です。介護を担う人材の安定的な確保・育成や、職場環境の改善による負担軽減を図るとともに、保険者として将来にわたって安定した介護保険制度の適切な運営を推進します。

施策の体系

［ 基本理念 ］　［ 基本目標 ］　［ 施策の方向性 ］　［ 基本施策 ］

みんなで支え合い　いきいきと暮らせる　あたたかな長寿福祉のまち

- 1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備
  - 1 地域で支えあう体制・ネットワークの強化
    - （1）地域におけるネットワークの連携強化
    - （2）地域福祉活動の担い手の育成
    - （3）生活支援体制整備の推進
    - （4）福祉意識の醸成と広報・啓発の充実
  - 2 安心安全な住まい・生活環境の整備
    - （1）高齢者の生活環境の充実
    - （2）災害時・緊急時の安全対策の充実
  - 3 地域の居場所づくり
    - （1）地域の居場所の整備の推進
- 2 市民が自身の健康を意識し、生きがい持って暮らせるまちづくり
  - 1 高齢者の活動支援・生きがいづくり
    - （1）社会参加の促進
  - 2 健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進
    - （1）健康づくり・介護予防の推進
    - （2）健康づくり・介護予防の取組への支援
    - （3）介護予防・日常生活支援総合事業の推進　【新規】
- 3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進
  - 1 在宅生活を支えるサービスの充実
    - （1）自立生活支援サービスの確保
    - （2）在宅医療・介護連携の推進
  - 2 相談・支援体制の強化
    - （1）地域包括支援センターの充実
  - 3 高齢者の人権尊重・保護
    - （1）権利擁護・成年後見制度の利用促進
    - （2）高齢者虐待の防止と対応
    - （3）頼れる身寄りのない高齢者への支援体制の構築　【新規】
- 4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進【長浜市認知症施策推進計画】
  - 1 認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進
    - （1）認知症の普及・啓発の推進
  - 2 認知症のある人と家族等を支える取組の充実
    - （1）認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進
    - （2）意思決定への支援と権利利益の保護
  - 3 認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実
    - （1）認知症予防の推進
    - （2）早期発見・早期対応のための相談体制の充実
  - 4 認知症のある人を含む　誰もが安心して暮らせる地域づくり
    - （1）認知症バリアフリーのまちづくり
    - （2）認知症のある人の安心・安全対策
- 5 持続可能な介護保険制度の運営
  - 1 介護・福祉人材確保に向けた支援
    - （1）多様な介護人材の確保
    - （2）介護人材の定着促進
  - 2 適切な介護サービスの確保
    - （1）介護サービスの確保
    - （2）介護給付適正化の取組

基本施策

５つの基本目標推進のため、施策の方向性ごとに基本施策を掲げ、基本理念の実現を目指します。

1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

（１）地域で支え合う体制・ネットワークの強化

①　地域におけるネットワークの連携強化

〇福祉関係機関をはじめ、ＮＰＯ、民間企業、地域住民など多様な主体が相互に連携し、重層的に支え合う体制づくり（地域共生社会の実現）を推進します。
〇個人に対する支援を通して、地域の課題を抽出し、地域づくりへとつなげる仕組みづくりに取り組みます。

②　地域福祉活動の担い手の育成

〇地域福祉計画に基づき、多世代を対象として、地域の福祉活動のほか、まちづくりや地域づくりに携わる人材の育成を通して、地域全体で支え合う基盤を構築します。
〇ボランティア活動に加え、就労的社会参加や有償ボランティアなど、高齢者の意欲やライフスタイルに応じた多様な活躍の場を提供などの支援を行います。

③　生活支援体制整備の推進

〇地域ごとに異なる課題や支援ニーズを把握し、地域の実情に応じた新たな地域資源の創出や生活支援団体の立ち上げに取組みます。
〇中山間地域等を含め、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、関係機関と連携した生活支援体制の構築を推進します。

④　福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

〇地域福祉計画に基づき、さまざまな年代が福祉に対する意識を高める機会を持てるよう、取組を進めます。
〇市民が必要な福祉情報に確実にアクセスできるよう、多様な媒体（広報誌、ＳＮＳ、身近な民間施設等）を活用した効果的な広報・啓発を展開します。

（２）安心安全な住まい・生活環境の整備

①　高齢者の生活環境の充実

〇移動、買い物、住まい、デジタル化対応といった、日常生活により密着した多様なニーズに対する支援に取組みます。
〇デジタルに不慣れな高齢者への配慮を含めた多様な情報発信と、独居高齢者の見守り・孤立防止対策を進め、地域とのつながりを支えます。

②　災害時・緊急時の安全対策の充実

〇安心安全に地域で生活できるよう、災害や各種感染症、交通事故など、高齢者の身に危険を及ぼす危機に対する取組を進めます。
〇これらの取組が、普段からの見守りにつながるよう、地域の関係者や民間事業者等、関係団体と連携を図ります。

（３）地域の居場所づくり

①　地域の居場所の整備の推進

〇高齢者が集い、活動する場への支援を継続するとともに、幅広い世代が集う居場所の周知広報や立ち上げ支援など、多くの方々の居場所への参加につながる取組みを進めます。

2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

（1）高齢者の活動支援・生きがいづくり

① 社会参加の促進

○高齢者の多様なニーズやライフスタイルに応じた社会参加を促進するため、活動拠点の提供や情報発信、意欲を高めるきっかけづくりを推進します。
○趣味や学習を通じた社会参加が、地域を支える活動へと繋がるよう、活動組織への伴走支援を行います。

（2）健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

① 健康づくり・介護予防の推進

○幅広い世代へ介護予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが健康づくりや介護　予防のための活動を行えるよう支援します。
○医療・介護・健診データ等を活用し、地域の健康課題の見える化と重症化リスクの高い人への早期介入を行うとともに、民間事業者と協働して多くの人々に届く多様な働きかけを推進します。

② 健康づくり・介護予防の取組への支援

○住民主体の通いの場（地域サロンや介護予防活動等）に対し、専門職の関与等を通じて活動が継続・拡充されるよう、活動している通いの場に対し支援します。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○市民・ケアマネジャー等へ総合事業の周知広報を進め、サービスへの円滑な切り替えを促すとともに、多様な主体の参画による担い手・提供事業者の確保拡大を図ることで、需要と供給のバランスを図りながら利用の増加に向けた取組を丁寧に進めます。

3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

（1）在宅生活を支えるサービスの充実

① 自立生活支援サービスの確保

○支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、必要な時に適切なサービスを提供し、介護予防や自立支援につながるよう支援します。
○介護者のレスパイト（休息）や仕事と介護の両立（介護離職防止）に向けた支援を行い、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

② 在宅医療・介護連携の推進

○市民が最期まで自分らしく生きるため、在宅医療・介護・看取りに関する知識を深められるよう、あらゆる媒体を通して普及啓発を図ります。
○市民が安心して在宅医療・介護を選択できるよう、地域の医療と介護関係者が連携し、包括的かつ継続的にサービスを提供するための仕組みづくりを推進します。

（2）相談・支援体制の強化

① 地域包括支援センターの充実

○地域の関係団体や関係機関と連携し、地域ケア会議等を活用した高齢者個人に対する支援の充実、高齢者虐待等の対応等の包括的なケアを担う機関として、様々な相談に適切に対応できるよう体制の充実を図ります。
○複雑化している家族の課題の解きほぐしなど、属性や世代を問わない包括的な相談支援等に加え、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことが求められていることも踏まえ、しょうがいや児童福祉といった他分野、権利擁護等の関係機関との連携促進を図ります。
○増加する高齢者の相談ニーズに応えられるよう、必要な人員配置等の体制強化や機能のあり方について検討します。

（３）高齢者の人権尊重・保護

①　権利擁護・成年後見制度の利用促進

○支援の中核機関と位置付けている長浜市成年後見・権利擁護センターを中心に、高齢者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。
○成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があります。
○申立可能な親族がいない高齢者に対する市長申立ての適切な実施や、成年後見制度の利用に関する費用の助成による利用支援の充実を図ります。

②　高齢者虐待の防止と対応

○高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関と連携し高齢者虐待の早期発見や防止の取組を進めます。

③　頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制の構築

○頼れる身寄りのない高齢者等が安心して生活ができる切れ目のない支援が提供できるよう、関連法や制度の改正の動向をふまえ、関係者を含む地域全体で対応を協議します。

4　認知症のある人が共生できる地域社会の推進

（１）認知症についての正しい理解のための普及・啓発の推進

①　認知症の普及・啓発の推進

○認知症を「自分ごと」として考えられるよう、年代や立場に応じた情報の発信を行い、認知症に関する正しい知識や相談窓口の存在、認知症のある人に対する理解を進めるための取り組みをさらに進めます。
○地域住民、教育関係者、企業等、多様な主体が「新しい認知症観」に基づいて連携・協働し、それぞれが自分ごととして取り組める体制を構築します。

（２）認知症のある人と家族等を支える取組みの充実

①　認知症のある人や介護者への支援、社会参加推進

○認知症のある人とその家族が孤立することなく、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、既存の取り組みの周知強化、支援体制の充実を図ります。
○認知症のある人の意見が施策に反映される取組を進めます。
○若年性認知症のある人への支援にあたっては、県、医療機関等の関係機関との連携を進めていきます。

②　意思決定への支援と権利利益の保護

○必要な方が適切な時期に制度を利用できるよう、第２期長浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策を推進します。
○高齢者虐待、消費者被害防止の普及啓発を継続するとともに、地域や関係機関と連携して早期発見、早期解決及び再発防止の取組みを進めます。

（３）認知症の予防から早期発見・早期対応体制の充実

①　認知症予防の推進

○運動、栄養、社会参加等、認知症の予防に資する正しい科学的知見に基づく予防に取り組むことができるよう、壮年期からの健康づくり活動や認知症予防の啓発を進めます。
○高齢者の生きがいづくりにつながる趣味、教養、就労、健康づくりに関連する活動や団体への支援を行います。

②　早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実

○ 認知症を含む総合相談窓口としての地域包括支援センターの認知度の向上と、相談対応を行う専門職の知識や資質の向上を図ります。
○ 認知症の初期症状についての正しい知識の普及をいっそう図るとともに、医療機関との連携強化を進めます。
○ 認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の機能強化と活動の見える化を進めます。

（４）認知症のある人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくり

①　認知症バリアフリーのまちづくり

○認知症バリアフリーは、認知症のある人やその家族だけでなく全ての人にとって暮らしやすい社会につながることから、公共交通等のハード面、官民の支援体制等のソフト面をあわせた取り組みを進めます。
○認知症のある人が生活する中で、認知症であることを安心して伝え共有することができ、周囲の人もそれを自然体で受け止めることができる社会の実現に向けた周知を官民連携して進めます。
○「認知症になっても、住み続けられるまちと思いますか」との実態調査に対し、肯定的な回答割合が増えるよう総合的な取り組みを進めます。

②　認知症のある人の安心・安全対策

○認知症のある人やその家族が安心して暮らせるよう、警察、地域包括支援センター、民生委員、地域住民等が連携した地域でのネットワーク体制の強化・充実に努めます。
○見守り等に役立つＩＣＴ機器等の情報収集に努め、研究・検討を進めます。

5　持続可能な介護保険制度の運営

（１）介護・福祉人材確保に向けた支援

①　多様な介護人材の確保

○介護職への参入を促進するため、関係機関と連携したフォローアップ体制を構築します。また、多様な人材の参入を図るため、現行の補助金制度を地域事情や社会情勢に合わせて見直すとともに、次代の担い手である中学生・高校生等への出前授業等を通じて、介護の魅力を発信します。さらに、滋賀県介護・福祉人材センター等と密接に連携し、効率的かつ確実なマッチングを推進します。

②　介護人材の定着促進

○職員が働き続けられる職場環境を整備するため、介護サービス事業者協議会や湖北地域雇用創造協議会と連携した質の高い研修機会を実施します。
○資格取得支援や家賃補助等の経済的支援を、より現状に適した内容に見直しながら継続するとともに、介護テクノロジーの導入に向けて、県等の支援制度の活用を積極的に促すことで、業務の効率化と身体的負担の軽減を図り、働きやすい環境づくりを伴走支援します。

（２）適切な介護サービスの確保

①　介護サービスの確保

○災害や感染症発生時における対応や、中山間地域へのサービス提供の確保、介護サービス事業所への助言や指導など、持続可能な運営に取組みます。介護サービス事業所等と生産性向上や離職防止、経営改善などに関する課題を共有・分析する場を設け、今後の介護サービスの在り方などについて介護サービス事業所と意見交換します。
○国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」・「介護情報基盤」を活用し、介護分野における事務負担の軽減を推進します。
○介護給付に関する将来の需要と供給をについて、中長期的かつ地域ごとの実情に応じて、適正に推計します。

②　介護給付適正化の取組

○将来に渡って介護保険制度を維持できるよう、効果的・効率的な介護給付の適正化に取組みます。
○要介護認定を遅滞なく適正かつ迅速に実施するため、デジタル技術（ICT）の活用等による認定事務の効率化を進めます。

成果の達成状況の評価指標

本計画の基本理念を最終的に目指す姿（最終アウトカム）に据え、その達成に至る過程の成果（中間アウトカム、初期アウトカム）と、その達成状況を評価するための指標（アンケート調査などにより、数値で分かりやすく成果が示されるもの）を、５つの基本目標ごとに設定しました。目標の達成に向けて位置付けている事業や施策を着実に推進し、目指す姿に到達できるように取り組みます。

最終アウトカム	指標
みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち	基本理念の実現に向かっていると回答する人の割合 現状値　58.2%（令和７年度） 目標値　61.0%

アウトカム（中間/初期）			指標
基本目標１			
	中間	多様な地域のつながりの中で住民が主体となって支え合う風土が醸成され、地域を中心とした社会全体で支える体制が整備されている	○地域の活動・行事・集まりに参加している人の割合（【高齢者実態調査】） 現状値　58.6%（令和７年度） 目標値　60.0%
	初期	多様なつながりで継続して支え合う仕組み・体制ができている	
		住み慣れた地域で安心して暮らせるための住まい・環境が整っている	
		近くて気軽に集える、多様な地域の居場所がある	
基本目標２			
	中間	介護予防、重症化予防等の取組や社会参加の推進と自立生活支援サービスの両輪を充実し、高齢者が生きがいを見つけ、できるだけ長く地域で自立し、いきいきとした生活が実現できている	○週に１回以上、外出していると回答する人の割合（【高齢者実態調査】） 現状値　93.1%（令和７年度） 目標値　95.0% ○生きがいを持つ高齢者の割合（【高齢者実態調査】） 現状値　62.9%（令和７年度） 目標値　65.0%
	初期	外出などの楽しみ、地域や社会とのつながりを保ちながら、生きがいを持つ高齢者が増える	
		介護予防、病気の重症化予防の取組を行い、健康づくりへの意識が高まって、取組が継続できている	
基本目標３			
	中間	多様な地域福祉ニーズや複雑・複合化する課題に対応すべく、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が連携した地域包括ケアシステムが推進されている	○気軽に相談できる窓口の認知度（【高齢者実態調査】） 現状値　61.3%（令和７年度） 目標値　65.0%
	初期	本人が希望する住まいで生活できるサービスや介護者の負担を軽減できる仕組みが充実し、適切に提供されている	
		気軽に相談できて必要な支援につながる体制がある	
		高齢者の人権が尊重され、尊厳ある生活を守るための体制がある	
基本目標４			
	中間	「新しい認知症観」のもと、「予防」と「共生」の取組を一体的に進め、認知症のある人とその家族が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域となっている	○「長浜市が認知症になっても住み続けられるまちと回答する人の割合（【高齢者実態調査】） 現状値　39.4%（令和７年度） 目標値　45.0% ○「新しい認知症観」の認知度（【高齢者実態調査】） 現状値　11.2%（令和７年度） 目標値　15.0%
	初期	認知症についての正しい理解（新しい認知症観）が市民に浸透している	
		認知症のある人と家族を、地域で支え合う意識が広がっている	
		認知症の相談窓口が知られ、早期に相談・対応できる環境がある	
		認知症になっても、住み続けられると思える地域になっている	
基本目標５			
	中間	高齢者・後期高齢者が増加する中、制度が周知され、サービスが適切に利用され、持続可能な給付体制が整っている	要介護・要支援認定者のうち介護等サービスを利用する人の割合 現状値　82.8%（令和７年度） 目標値　84.0% 【見える化システム】から （受給者数／認定者数）
	初期	制度や事業等のわかりやすい情報が市民に届き、正しい理解がされている	
		福祉の人材が確保・育成され、働きやすい職場環境が整えられている	
		必要なケアプラン点検や指導等が実施できている	
		適切にサービスが利用され、それに見合った保険料が定められている	

介護保険サービス量等の見込み・保険料の算定

① 令和22（2040）年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保

日本の65歳以上の高齢者人口は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて高齢者人口がピークを迎えると言われています。また、高齢者単身世帯や要介護認定者、医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の更なる増加が見込まれています。限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用し、将来にわたって持続可能で質の高いサービス提供体制を維持・確保するため、既存の施設や事業所の将来的な機能転換やあり方を含めた検討及び医療提供体制と一体となった介護基盤の整備を計画的に進めます。

■図表：介護サービス給付費の見込み（予防給付を含む）【暫定値】　　単位：百万円

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
合計	10,657	10,921	11,152	11,412	11,639	11,788
在宅サービス	5,930	6,108	6,211	6,447	6,655	6,790
居住系サービス	680	698	719	743	762	775
施設サービス	4,048	4,116	4,222	4,222	4,222	4,222

区分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
合計	11,945	12,421	12,628	12,191	12,061
在宅サービス	6,719	6,979	7,062	6,829	6,768
居住系サービス	781	812	819	791	788
施設サービス	4,445	4,630	4,746	4,571	4,506

※百万未満四捨五入及び端数処理等のため計が一致しない場合があります。

② 介護保険料の設定

現在策定中

区分			長浜市（第 10 期）		
市民税 世帯	市民税 本人	所得	所得段階	負担割合	介護保険料
－	－	生活保護受給者	現在策定中		
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者			
		合計所得金額＋課税年金収入額			
課税					
－	課税	合計所得金額			